

ご旅行条件書（抜粋）（募集型企画旅行契約）

※お申込みの際には、必ずこの条件書をお読みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

#### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社JTC（東京都中央区八丁堀1-13-10 三神興業ビル7D 東京都知事登録旅行業第2-6348号、以下「当社」という。）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、当募集広告・パンフレット（以下「募集広告等」といいます。）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社募集型企画旅行契約約款（以下「当社約款」といいます。）等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し旅程管理することを引き受けます。

#### 2. 旅行代金に含まれるもの

航空、船舶、鉄道、送迎バス等、旅行パンフレット記載の旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、航空保険料、旅行パンフレット記載の旅行日程に明示した観光バス料金、ガイド料金、入場料、宿泊料金、食事料金などです。なお、これらの費用はお客様の都合により一部ご利用にならなくても、原則として払戻しいたしません。

#### 3. 旅行代金に含まれないもの

超過手荷物運搬料金、クリーニング代、電報電話料など個人的性質の諸費用及びそれらに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合場所（出発地）までの交通費、宿泊費、お一人様部屋を使用する場合の追加料金等、旅行パンフレットコースに記載のない料金。

#### 4. 旅行契約

店頭でのお申込みまたは電話・電子メール・ファクシミリなどの通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨をお知らせした場合にまたは、当社がその通知を発したときに成立し、当社が電子メール・ファクシミリ等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。お申込時に未成年の方は、原則として親権者の同意書が必要となります。

また、15歳未満の方は、特定のコースを除き父兄又は保護者の同行を条件とします。

#### 5. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、旅行開始日までに全額お支払いください。

(弊社にて期日の指定はさせていただきます。)

#### 6. 取消料 (国内旅行)

区分	取消料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目 (日帰り旅行については10日目)に当たる日以降に 解除する場合 (ロからホに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目 に当たる日以降に解除する場合 (ハからホに掲げる場合を除く)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日当日に解除する場合 (ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の 規定に準じます
備考 取消料の金額は契約書面に明示します	

#### 7. 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者 (以下「契約責任者」といいます) を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

- (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者 (以下「構成者」といいます) の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 8. 当社の責任

当社はお客様が下記の例示するような事由により、損害を被られた場合においては、当社は責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等の事故や火災、伝染病による隔離らによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。
- (2) 自由行動中の事故、透析中の医療事故、食中毒、盗難、運輸機関の遅延、経路の変更により生じる日程の変更・滞在時間の短縮等。

## 9. 旅程保証

当社は、次に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に次に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

ただし、次に掲げる事由による変更は、この限りではありません。

- (1) 天災地変
- (2) 戦乱
- (3) 暴動
- (4) 官公署の命令
- (5) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (6) 当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- (7) 旅行参加者の生命又は身体的安全確保のため必要な措置

### 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	率 (%)	率 (%)
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る）	1. 0	2. 0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0

6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
9	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。			
注2 最終日程表（「確定書面」）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として扱います。			
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として扱います。			
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。			
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として扱います。			
注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。			

#### 10. 個人情報の取扱い

当社は、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報についてお客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社および販売店では、会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

《募集型企画旅行契約約款について》

この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページにて掲載しております。[http://jtc.travel/ja/kaishya\\_annai](http://jtc.travel/ja/kaishya_annai)

《旅行業務取扱管理者について》

旅行業務取扱管理者：中田 光紀

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

旅行契約に関し、ご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。